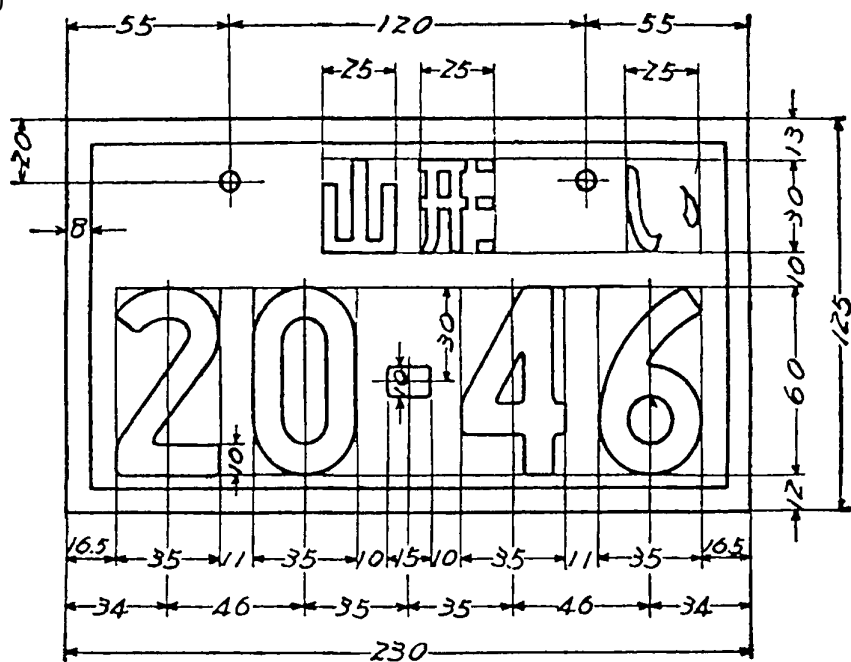
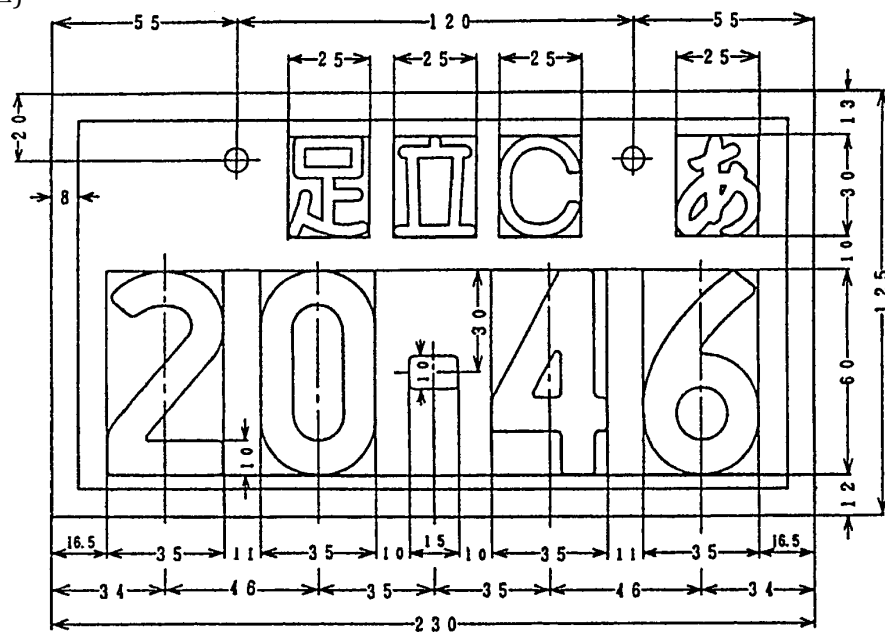


第十三号様式(車両番号標)(第四十五条関係)

(その一)



(その二)



備 考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三けた以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。
- (2) 車両番号は、浮出しとすること。
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字、枠は白色とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字、枠は緑色とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合((5)に規定する場合を除く。)又は四文字の場合((6)に規定する場合を除く。)は、当該文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字であつて、自家用又は事業用の別等を表示する文字として文字の組合せを用いる場合には、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは17.5ミリメートルとし、自家用又は事業用の別等を表示する文字の組合せに含まれるローマ字の横の長さは19ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位は、ミリメートルとする。